

法務省民二第654号
令和3年3月29日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和3年法務省令第14号。以下「改正省令」という。）が本年4月1日から施行されますが、これに伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下筆界特定登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「不登法」とあるのは不動産登記法（平成16年法律第123号）を、「災害復興法」とあるのは大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を、「復興特区法」とあるのは東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）を、「新規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）を、「旧規則」とあるのは改正省令による改正前の不動産登記規則を、「復興筆特省令」とあるのは改正省令による改正後の大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令（平成25年法務省令第20号）をそれぞれいいます。

記

1 改正の趣旨

行政手続については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社

会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、「デジタルで完結できるよう見直す」こととされているほか、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）においても、「各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」との方針が示されている。

押印については、いわゆる「認印」の押印について、文書の真正性担保の効果は限定的であると解されることから、国民の負担を軽減するため、政府全体として「認印」の押印及び「認印」による記名押印と選択的に求めることとされている署名について、原則不要とする方向で検討が行われてきた。

そこで、筆界特定手続においても、上記政府全体の方針に基づき、見直しを行うこととされたものである。

2 筆界特定手続の事務の取扱い

(1) 筆界特定申請書への署名又は記名押印の廃止

改正省令により旧規則第211条第2項が削られ、筆界特定書面申請をする場合に、申請人又はその代表者若しくは代理人による筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。以下同じ。）への署名又は記名押印が不要となり、筆界特定申請書には、必要的申請情報である申請人又はその代表者若しくは代理人の氏名（不登法第131条第3項第2号又は同条第5号及び新規則第207条第2項第1号若しくは第2号）を記載すれば足りることとされた。

(2) 委任状への署名又は記名押印の見直し

筆界特定書面申請において、委任による代理人によって筆界特定の申請

をする場合について、申請人又はその代表者が委任状に署名し、又は記名押印しなければならないとされていたものが、記名することで足りることとされた。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様となる（新規則第211条第3項）。

なお、筆界特定申請がされた後、申請人又は関係人が代理人を選任した場合における当該代理人の権限を証する情報（新規則第243条第3項）について、これが委任状である場合も、同様に取り扱って差し支えない。

おって、委任状の記載事項からその真正性に疑義が生じた場合には、委任状を提出した代理人から委任を受けた経緯を聞き取るほか、申請人の本人確認情報の提供を求めることなどにより、委任状の真正性を確認する必要があることは、従前から変わりはない。

(3) 不登法第131条第2項の同意を証する書面への署名又は記名押印の見直し

地方公共団体が不登法第131条第2項に基づき筆界特定書面申請をする場合に、法務局又は地方法務局に提出しなければならない同項の同意をした所有権登記名義人等が作成した情報を記載した書面について、当該所有権登記名義人等が署名し、又は記名押印したものでなければならないとされていたものが、記名したもので足りることとされた（新規則第211条第4項）。

(4) 筆界特定申請書等の訂正等を行った場合の押印の廃止

改正省令により、旧規則第211条第7項における第45条第2項の準用が廃止されるとともに、新規則第211条第7項が新設されたことにより、筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにすれば足りることとなり、当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分への押印は不要とされた（新規則第211条第7項）。

(5) 筆界特定申請書への契印の廃止及びその代替措置

改正省令により旧規則第211条第7項における第46条第1項及び第2項の準用が廃止され、筆界特定申請書が2枚以上である場合であっても、申請人又はその代表者若しくは代理人による各用紙のつづり目への契印は不要とされた。この代替措置として、筆界特定申請書が2枚以上であると

きは、各用紙に当該用紙が何枚目であることを記載することその他の必要な措置を講じなければならないこととされた（新規則第211条第8項）。

新規則第211条第8項の趣旨は、筆界特定登記官が適正かつ迅速な審査をするとともに、作成された筆界特定申請書の一部の廃棄や追加による不適正な筆界特定の申請を防止することにあるところ、「各用紙に当該用紙が何枚目であることを記載する」場合、単に各用紙に通し番号が記載されているだけでは足りず、例えば、各用紙に「8枚中1枚目」や「1/8」などと記載することにより、各用紙が総枚数分の何枚目であるのかが明らかにされた上で、全ての用紙が順番どおりにとじられていなければならない。なお、各用紙のつづり目へ契印がされているときは、「その他の必要な措置」が講じられているものとして取り扱って差し支えない。

- (6) 災害復興法第36条第2項及び復興特区法第73条第2項の承諾を証する情報を記載した書面への署名又は記名押印の見直し

地方公共団体が災害復興法第36条第1項又は復興特区法第73条第1項に基づき筆界特定書面申請をする場合に、法務局又は地方法務局に提出しなければならない災害復興法第36条第2項又は復興特区法第73条第2項の承諾をした所有権登記名義人等が作成した情報を記載した書面について、当該所有権登記名義人等が署名し、又は記名押印しなければならないとされていたものが、記名すれば足りることとされた（復興筆特省令第2条第2項（第3条において準用する場合を含む。））。

- (7) その他の書面への押印について

改正省令の趣旨に鑑み、地位承継申出書（平成17年12月6日付け法務省民二第2760号当職通達「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」（以下「基本通達」という。）記の50）、通知先届出書（基本通達記の138）及び通知を受ける者の指定書（基本通達記の139）についても、それぞれ基本通達別記第6号様式、第30号様式及び第31号様式の記載にかかわらず、書面作成者による押印がされていることを要しないものとする。

- (8) 改正省令施行前にされた筆界特定の申請について

改正省令による改正前の筆界特定の申請については、新規則第211条及び復興筆特省令第2条第2項（第3条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとされた（改正省令附則第



2項)。

なお、従前の規定が適用される書面であって、署名若しくは記名押印又は押印が必要であるにもかかわらずこれがされていないものであっても、当該書面を提出した者から当該書面の作成経緯を聴取することなどにより、その真正性を確認することができた場合には、手続を進めて差し支えない。

(9) 改正省令施行後に押印がされた書面が提出された場合の取扱い等

新規則及び復興筆特省令において押印が不要とされた書面について、改正省令施行後に押印がされて提出された場合であっても、申請の適法性に影響はない（なお、筆界特定申請書が2枚以上である場合に各用紙のつづり目にされた契印については、(5)参照。）。

おって、「署名」は「記名」に包含される概念であるため、記名しなければならないとされている書面に署名がされている場合には、記名がされたものとして取り扱うこととなる。